

# アイネス ホッと通信

No.5  
2004.3

発行  
大分県消費生活・  
男女共同参画プラザ



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

愛称…アイネス (i-ness) : 新しい時代の消費生活、男女共同参画を  
自らが考える場を意味しています。  
[i] : …… 愛情・情報・私  
[ne] : …… 次の時代 (= next) 新しさ (= new)  
[s] : …… 消費  
[s] : …… 参画



## INDEX

アイネスこの1年	2-3
消費生活のひろば	4-5
男女共同参画のひろば	6-7
アイネスからのお知らせ	8

## ◆ アイネス相談ダイヤル ◆

- 消費生活相談 097-534-0999
- 消費生活特別相談 097-534-4034  
(第2・4土日13:00~16:00)
- 食品表示110番 097-536-5000
- 女性総合相談 097-534-8874
- 県民相談 097-534-9291

# アイネスこの1年 ~利用者の声から~

アイネスがオープンしてもうすぐ1年になります。そこで、この1年間にアイネスをご利用いただいた方々のご意見や感想、また利用状況などについて、アイネスの四つの機能別にご紹介します。

## 大分県消費生活男女共同 参画プラザの皆さんへ

★1月16日は私たち大分豊府高校の総合学習にご協力してくださって本当にありがとうございました。

お忙しい中、お時間を頂きありがとうございます。皆様のお陰で悪徳商法に対する関心や理解が一層深まりました。これを基に良いレポートを作成しようと思いましたが、この度はどうもありがとうございました。  
1-3 西本 実由

この間は、体調もこわして行くことができませんでした。が、班の友達から聞いて、とても勉強になりました。今レポート作成をしていて、とてもいいのができそうです。ありがとうございました。  
1-3 後藤 辰典

自分の身近で起きている悪徳商法について、より深い知識と現状を学ぶことが出来ました。質問は一つもしなかったけど、僕達を知りたいのを全て語ってくれました。クラス一番のレポートにします。ありがとうございました。  
1-3 広瀬 啓太

\*高校に入って、現代社会や家庭科の授業で、悪徳商法や消費者の権利について学びました。今回アイネスの方のお話を聞いて、体が更に身近なものに感じることができました。特に私たちと同世代で悪徳商法に引っかかっている人が実際にいると聞いて、驚きました。お世話になりました。とても良い総合学習を作り上げることに出来ると思います。1-3 柳田 奈美

私の家に警察請求の妙な手紙が送られてきたり、毎日のようにニュースでは悪徳商法や詐欺の被害が報じられる世の中に、悪徳商法がはびこっています。アイネスで教えていただいた情報から、私ははたされたい。と言えそうな間になれたらと思っています。本当にありがとうございました。  
1-3 水落 梨佳

私たちのために休みの時間をけずってまで悪徳商法のことなどを長い時間お話し下さりありがとうございました。ご自分の生活に絶対役立つと思いました。これからもがんばって下さい!!  
1-3 小野 未鈴

この間は、私たちのために、休みの時間の中、おかげで詳しい説明をしてくださり、ありがたかったです。必ずいいレポートを作成します。これからは皆の商品生活に役立たせたいと思います。ありがとうございました。  
1-3 中村 夕里

## 学ぶ

アイネスを訪れ「悪徳商法」について学んだ大分豊府高校1年生の感想



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

アイネス

## 応える

アイネス各種相談受付状況  
(平成15年4月～平成16年1月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
消費生活相談	688	716	641	719	623	744	812	785	737	1,125	7,590
食品表示110番	2	6	2	2	3	9	5	3	2	3	37
女性総合相談	11	9	48	47	24	38	37	33	45	58	350
県民相談	98	106	119	121	107	102	121	115	114	116	1,119
合計	799	837	810	889	757	893	975	936	898	1,302	9,096

不当請求に関する相談が激増した消費生活相談の件数は、前年同期に比べ約1.5倍に伸びています。また、食品表示110番は約9%、県民相談は約16%とそれぞれ増加しています。(女性総合相談は平成15年度より開始。)

なお、9,096件の相談のうち、電話相談が8,170件、来所相談が926件となっています。

## 集う

アイネス会議室をよく  
利用いただくセクシュアリティ・  
フォーラムin大分さん

私たちの会は、性の権利について学習しています。セクシャルマイノリティー、ジェンダー、女性問題、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの問題に対して差別や偏見のない社会をめざして公的機関で自由に話し合う活動を目的にしてきたので、「アイネス」にたいへん期待しています。男女共同参画の視点に立った活動の場として、きれいで静かで使いやすいアイネスですが、部屋の貸し出しに関しては、インターネットでの予約受付・印鑑不要の登録制申し込み等のサービスの充実を望んでいます。

(セクシュアリティ・フォーラムin大分 吉本寛子さん)

## 知る

アイネス展示情報コーナーの  
利用者のアンケートから

・一度読んでみたかった本が集中し、研究にも重要なデータブックが充実しており、大変感動しました。スタッフが親切に対応してくださいました。

(大分市 20代女性)

・環境に関するビデオを2本見ました。毎日の生活に役立てたいと思います。ありがとうございました。また来ます。

(別府市 60代男性)

・せっかく素敵なスタッフの方々が揃っていらっしゃるのでもう少しリラックスできる空間になると初めてでも話やすく来館しやすくなると思います。(BGMや、わかりやすい案内板など。)丁寧にご案内いただきありがとうございました。

(大分市 30代女性)

## 環境 サポーター

### ● アイネス1階に毎週1回生け花作品を展示して下さる 那須先生の声

みなさんが毎日の慌ただしい時間の中、私の生け花で少しでも心が和んでくだされば幸いに思います。

今度はどんな花をいけようかと、色彩はどんなにしようかと、あれこれ思いながら楽しんでお花をいけています。

(財団法人小原流大分支部 副支部長 那須江洋さん)



## ◎“アイネスフェスタ2003” オープニングイベント

### ★★★★アイネスくらしの公開講座★★★★

### 悪徳商法～あなたも狙われている～(下)

講師：悪徳商法被害者対策委員会会長  
堺 次夫 氏



#### \*敵を知り己を知れば百戦危うからず

孫子の兵法に「敵を知り己を知れば百戦危うからず。」というフレーズがある。要するに詐欺師にだまされないようにするには、向こうのことを知らなければならない。

ここに、ある詐欺師の反省文がある。彼は10年程前、大阪でレジャー倶楽部の会員権を一口300万円で売っていた。お年寄りと主婦を中心にだまし、被害者は1,500人、被害額は48億円に上った。「会員権を手にとると全国の有名な観光地のホテルや旅館に安く泊まれ、いつでも予約できる。おまけに会員権は値上がりする。」と言って会員を増やした。

その詐欺師が捕まった後、大阪府警に対し反省文を提出した。タイトルは「私から見ただましやすいついタイプ、だましにくいタイプ」。以下、この反省文の内容を紹介すると…

#### \*だましやすいついタイプ

- ①まず、勧誘する側からすると、最初の電話の会話が最も大切らしい。訪問の約束を取り付ける電話で相手がだましやすいついかどうか、感触がだいたいわかると言っている。家までの道順を丁寧に説明してくれる人などは最高の力モ。
- ②笑って話をする人がいい。逆に「とりつく島がない。」こんな感じの人はだましにくい。
- ③家族構成では子供が独立し、一人か二人暮らしの家庭がいい。  
相談相手が少なく、情にもろい。特に九州の人は気をつけて。敬語、おじぎは90度、靴をそろえてあがるなどは当たり前。豊田商事のセールスマンは仏壇に線香上げさせてと言って取り入り、これにお年寄りがほろっと来て心を開いてしまった。
- ④ローンが済んだ持ち家の人も貯蓄に関心が高いので狙いやすい。  
10年で預貯金が2倍になったバブルの時代と違って今の私たちは飢えた釣り堀の中の魚である。例えば八葉物流、1,550億円を集めたが、被害が多かったのは沖縄、南九州、青森といった人間関係が濃密な所。  
参議院議員が事件を起こしたオレンジ共済も同じ。共済というネーミングに安心してだまされている。どちらも広がったポイントは「ロコミ」と「元金保証(で高金利・配当)という触れ込み」。
- ⑤どういう職種が騙しやすいつい。まず、**定年退職者**。退職金を持っているから。特に**学校の先生**。周りに子供たちが居なくなって寂しくなったところを突かれる。ある被害者はだまされた後、「私はこれまで人に騙されたことがなかった。彼は教え子のような気がした。」と言っている。  
**自営業者や警察官以外の公務員もだましやすいつい。**(これは多分に警察をヨイショしたものの。ホントは警察官を含む公務員が正しいと思う。)
- ⑥そしていつも登場する**主婦**。  
悪徳商法にだまされやすいつい3つの層として主婦、高齢者、若者がよく言われる。これらの層にはお金を常に増やそうと考えている人や、世間知らずで人を信じやすいついタイプが多い。
- ⑦年齢的には**50～60歳以上の人**。資金的に余裕がある人が多い。
- ⑧**地方の人及び地方出身の人**。人間関係を作りやすいつい。同郷意識は最大限利用される。
- ⑨**新聞をよく読んでいる人**。これらの人は銀行や金融商品の利息について知識があり市場のブームに敏感。そこをくすぐればいい。

#### \*騙されないためには…

- ①まず、飛び込みや電話によるセールスは、もともとそうしなければ売れない商品だと考えて最初から信用するな。(金融商品も含む)。ただほど高いものはない。催眠商法などはその最たるもの。
- ②電話は聞かずにすぐ切ること。  
(テレフォンレディやテレフォンコンパニオンは) 10分(の世間話)で騙しやすいつい人間かどうか、その家の家庭環境、家族構成がだいたいわかるらしい。「結構です。」「いいです。」などの曖昧な返事は絶対ダメ。手短かに「関心ありません。失礼します。」で十分。

- ③訪問販売を受けた場合、家に入れたら8割はアウト。営業員を家の中に入れてない。(出来ればチェーンロックをすること)
- ④契約は即決せず、必ず誰かに相談を。  
急がせる契約は怪しい。問題は誰に相談するか。  
消費者センターの利用を。国民生活センターのホームページに登録すれば毎月2回ほど無料で最近の問題をメールマガジンで配信してくれる「生活ニューネットマガジン」というサービスがある。この無料は間違いなく正真正銘の無料だからぜひ利用したい。
- ⑤すぐ必要なものかどうかよく考えろ。  
特にクレジット契約が必要な場合。例えば60回払いで物を買う場合、5年後に果たしてその商品がどういう状態になっているか、また利息がついて現金払いより当然高くなることなど、冷静によく考えて購入すること。
- ⑥販売会社のことをよく調べろ。  
なかなか会社の名前からでは調べにくい部分があるので、自分が受けたセールスと同様の手口が最近問題になっていないか消費者センターに問い合わせ調べてみることを。
- ⑦歩合制を知っておけ。  
販売員は売れば売るほど歩合給が上がるシステムなので次々とあくどい知恵を絞る。カモを同業者に紹介したりもする。
- ⑧有利な話には疑いをもて。  
うまい話にご用心。よくわかっているけど騙される。ほんのちょっといい話の方が被害にあいやすい。
- ⑨アポイントの段階で強く断れ。  
「ほんのちょっとの時間だけご案内させていただきます。」の段階で断ること。今は消費者契約法で販売員が居座って結んだ契約は取り消すことが出来るが、過去に遡ってその証明をするのはなかなか難しい。「帰ってください」「帰らせてください。」と言わなければならないことを覚えておいてほしい。
- ⑩インターフォンを設置せよ。  
(顔を合わせるな!) 向こうはだましのプロ。断れない性格の人はなおさらのこと。

### \*被害者がつばやく三つ目の言葉

「そういえばちょっとおかしいと思った。」

被害にあった人はどこかの段階で1回はおかしいと思っている。この勘は案外当たる。その時にすぐ断ること。  
悪徳商法から身を守るために今私たちは何をすべきか? 現在起こっている事実と今風の生活の知恵を一人でも多くの方に知ってもらいたいことだと思う。  
今日の話をまずはご自身でしっかり身につけ、ご家族、地域の方々に広げていっていただきたい。特に若者と老年寄りに目を向けてあげてほしい。  
本日はご清聴ありがとうございました。(平成15年11月12日、アイネス大会議室にて)

## 平成15年度上半期(4~9月)消費生活相談の概要

過去5年の上半期相談件数の推移



### ○相談件数

平成15年度上半期(4~9月)に消費生活・男女共同参画プラザに寄せられた相談件数は4,131件で、その内訳は苦情が3,758件(全体の91.0%)、お問い合わせ等が373件(同9.0%)でした。  
前年同期と比較すると、総数で1,022件、32.9%の増となっており、中でも出会い系サイトの利用料金や金融債権の架空請求を含む不当請求に関する相談が1,918件と相談件数の46.4%を占めました。

### ○年代別に苦情の多い商品・サービス

依然として出会い系サイトや金融債権に関する架空請求の相談が殺到しており、いまだに減少する気配はありません。こうした架空請求に対しては『支払わず放置する。』『絶対に相手に連絡しない。』が一番の対策です。

年代	商品・役務(件数)		
	1位	2位	3位
未成年	オンライン等関連サービス(171)	サラ金・ヤミ金(4)	
20歳代	オンライン等関連サービス(614)	サラ金・ヤミ金(110)	学習教材(59)
30歳代	オンライン等関連サービス(324)	サラ金・ヤミ金(178)	学習教材(87)
40歳代	オンライン等関連サービス(156)	サラ金・ヤミ金(124)	学習教材(41)
50歳代	サラ金・ヤミ金(103)	オンライン等関連サービス(39)	単行本(16)
60歳代	サラ金・ヤミ金(46)	健康食品(11)	布団類(11)
70歳以上	布団類(56)	健康食品(35)	電器治療器(16)

※出会い系サイトや有料サイトに関する架空請求はオンライン等関連サービスに、金融債権の架空請求はサラ金・ヤミ金に含まれる。

# 国際人権法、女性差別撤廃条約と 男女共同参画



講師：(財)世界人権問題研究センター研究員  
米田 真澄さん

### 1. 憲法に男女平等は定められているけれど

日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とする「法の下に平等」を定めており、ここに男女平等の原則が盛り込まれています。

ご存じのとおり、憲法にはこれ以外にも、思想、良心の自由とか宗教の自由、集会結社の自由、婚姻の自由、教育を受ける自由など、様々な人権規定が盛り込まれていますが、なぜ、日本の最高法規である憲法の中にこのような人権規定が含まれているのでしょうか。このような問いかけをすると、「私たち日本人は、お互いが持っている権利というものをよく知らないで侵害しあうから、戒めるため…」といった回答が多いのですが、これは基本的に間違いです。

大日本帝国憲法と違い、今の日本国憲法は主権者である国民が作った法律です。主権者である私たちは、私たちの間の利害関係を調整するために国家という統治機関を作り、様々な権限を委ねました。これがいわゆる国家権力ですが、権力が一つに集中しないよう、法律を作る立法権は国会に、法律を執行する行政権は内閣に、そして法律を使って問題を解決していく司法権は裁判所に与えました。しかしながら、人権は誰に対しても譲り渡すことができないものです。私たちは、国家に統治機構として一定の権限を委ねましたが、私たちの人権は委ねていない、譲っていない権限なんですよということで、憲法に人権規定を盛り込んだわけです。つまり、主権者である私たちは、国家にとっても強い権限を与えたので、それをコントロールしていく手段として、憲法に人権規定を盛り込んでいるのです。その意味で、人権は第1には国家と個人の関係として規定されているのです。

そうはいつても、主権者である私たちが、国によって権利を侵害される場合もあります。また、私たちがもつ人権を侵害するのは何も国だけとは限りません。例えば、個人間で起こる人権侵害のうち犯罪に当たる行為は刑法で規制されます。個人間の問題であっても、国家は私たちの安全を守る義務がありますから、介入し、刑法によって権利侵害を行った個人は国家によって処罰されます。しかし、この場合も、何が罪にあたり、その罪にはどのような刑罰が課せられるかを法律で定めていることが大前提となっています。法律は主権者である私たちがつくるからです。これを罪刑法定主義といいます。これも主権者である私たちによる国家権力へのコントロールのあらわれです。

人権が第1義的には国と個人との関係といつても、企業なども個人に含まれますから、個人の間でも様々な権力関係が存在し、社会的にも決して対等ではありません。例えば、女性差別が起こる領域として家庭や職場、地域が思い浮かびますが、中でも最もプライベートな領域である家庭に、国家権力が介入するのは本来怖いことです。ですから、家庭の中に国家権力が介入することを防ぐため、「プライバシーの権利」という大事な権利も憲法に基礎づけられた権利であることが判例によって認められてきました。

これまで「プライバシーの権利」に関しては、「法は家庭に入らず」、警察権力でいえば、「民事不介入」という言葉であらわされてきました。しかしながら、実際は家庭の中でもいろいろな権力関係があつて、ドメスティック・バイオレンスや子どもへの虐待などが起こっています。最近では、DV防止法(※1)や児童虐待防止法などが整備され、今まで立ち入らないとされていたプライベートな領域にも、法律や警察権力が及ぶようになりました。これは、国家は直接人権を侵害しないのみならず、人権がどこからも侵害されないように積極的に確保する義務が国家にあることが認められてきたからです。しかし、家庭や職場、地域など民の領域における法整備は、女性差別の撤廃という視点からみれば、憲法に男女平等原則が定められているにもかかわらず、まだまだ遅れているのが現状です。

### 2. 女性差別撤廃条約の新しさ

そういう中で、女性差別撤廃条約(※2 以下「条約」という。)が79年に国連で採択されました。採択されたからといって、国連加盟国すべてがこれを守らなければいけないというわけではありません。条約は国家間の約束ごとですので、その約束ごとである条約に入るか入らないかは、国家が自由に決めることができます。国連は国家の上に立つような組織ではないということです。条約はその約束を守る意思のある国のみが一定の手続を経て、条約の締結国(条約上の義務を引き受けた国)となるのです。女性差別撤廃条約について、日本は85年に、この条約上の義務を引き受けるための手続をし、締結国となりました。つまり、女性差別を撤廃するという国際的な約束を果すために、差別撤廃の目標達成に必要なすべての適当な措置をとることを他の国に対して約束したわけです。

条約は、性別による固定的な役割分担意識に基づく偏見や慣習をなくすために、男女の社会的、文化的な行動様式を是正していくことを、締結国に義務づけています。行動様式にまで踏み込んでいる条約は類がなく、なぜそこまで踏み込むのかというと、女性はお茶くみや電話番といった補助的な仕事しかさせてもらえないといった私たちの行動様式は様々な領域に広がっており、それを変えなければ女性差別はなくならないですよというのが、この条約の柱だからなのです。

日本は、自らの意志で国際社会に約束をしたわけですから、この条約に則って社会の様々な制度を変えていかなければならないことになりました。

### 3. 女性差別撤廃条約が与えた影響

日本の中では、最高規範である憲法の下に条約が位置し、国会で制定する法律がその下、地方自治体を作る条例等の法律が一番下、という形になっています。したがって、条約締結にあたっては、条約の内容に合うように国内法等の整備をしなければなりませんでした。

男女の雇用でいえば、条約の第11条が定める女性差別の撤廃義務を果たすため、「同一の雇用機会についての権利」を確保するための措置として、男女雇用機会均等法を批准の1ヶ月前、85年6月に制定しました。ただし、制定まで短期間だったことや企業側からの反発等により、条約が要請しているものよりはかなりトーンダウンした内容だったため、97年に均等法を改正したのです（99年4月から施行）。

また、条約の第5条は、男女の役割についての定型化された概念の撤廃を締結国に義務づけていますが、教育における女性差別の撤廃義務についても、教材用図書及び指導計画を改訂することや指導方法を調整することによって行うことが第10条に掲げられています。これを受けて、日本の学校教育において家庭科の男女共修が実現していきました。

国籍の問題についても、条約の第9条2項は、子供の国籍に関して女性に対して男性と平等な権利を与えることを義務づけています。それまでの国籍法は、生まれた子どもが日本の国籍を取得するためには、父が日本国籍者であることが要件でした。これも条約の要請を満たしていなかったため、84年に改正をし、父または母が日本国籍であれば取得できることになりました。

このように日本が条約を締結するにあたっては、三つの大きな法制度の改革が必要でした。つまりは、日本国憲法に男女平等が原則として掲げられてはいるものの、まだまだ不平等がまかり通っていたということです。条約を締結することによって、憲法に定める男女平等原則についての、いわば解釈を補強していくことができるようになり、その延長線上で、男女共同参画社会基本法や基本計画が作られていきました。

### 4. 女性差別撤廃条約の見張り番

国連は、締結国が条約上の義務を果たしているか見張るための見張り番として、女性差別撤廃委員会を設置しています。この委員会は23人の専門家から構成されており、個人の資格で職務を行います。委員会では、締結国が条約の義務を果たすためにどのような措置をとったのか等をまとめた政府の報告書を審査し、不十分な点を指摘するとともに、次回の報告審査までに改善するよう勧告を行います。

そして今年、4回目と5回目のレポートが日本政府から提出されました。審査の結果、評価すべき点としては、男女共同参画社会基本法の制定や国・都道府県における基本計画の策定、セクシュアル・ハラスメントの防止を盛り込んだ男女雇用機会均等法の改正、DV防止法やストーカー規制法(※3)の制定等、法整備の進展等が挙げられています。その一方、直接差別・間接差別を含む女性差別の具体的な定義が国内法にないことや、長年続いている固定的な性別役割分担意識を是正するための広報・啓発活動の実施、雇用分野における事実上の機会均等実現のための措置、政治的・公的分野における女性の参画促進のための措置等を行うよう、勧告が出されています。また、メディアに対する働きかけや、ドメスティック・バイオレンス、人身売買(トラフィッキング)、マイノリティの女性についても取り上げるなど、今回の審査のコメントが、かなり踏み込んだ内容になっているのは、委員会が政府の報告書だけを見ているのではなく、民間からのレポートも情報源として審査し、勧告を出しているからです。

それだけに、委員会が勧告した内容を私たちが知るというのは、とても大事なことです。まずは、私たちがそれを知ること。そして、国や自治体にそれを知らせていくことによって、少しずつでも変革を進めていくことが、重要だと思います。実際今年も、日本から60名の民間人がこの日本審査の傍聴に出かけています。その背景には、委員会から具体的な勧告を引き出すことによって国や自治体を動かしていきたい、日常の中で議論していても埒があかないという閉塞感が、きっと私たちの中にあるからだと思うんです。それがニューヨークまで、それだけの人を送り込む原動力になっているのだと思います。

### 5. 女性差別撤廃条約からみた日本の課題

最後に残った時間で、条約の一つの柱として取り上げたい部分があります。それはこの条約が、出産が女性差別の根拠となつてはならないとした上で、妊娠や出産にかかわる特別な保護措置が女性にのみなされたとしても、それは差別としてはならないと定めている部分です。それをあえて入れたのは、今まで妊娠出産をするということが、女性差別を正当化する根拠として使われてきたためです。

男女の性差を突き詰めていくと最終的に残るのは、子どもを産むということです。妊娠し、出産をするという機能は、女性だけがもっています。安心して子どもを産める社会が作られなければ、男女平等は進んでいきません。条約は、家庭責任は男女が共同して担うものであるとし、妊娠・出産が社会的機能であるという正しい理解とともに、育児は男女共同の責任であるという認識を家庭教育に含めることを締結国に義務づけています。育てるのは親の役割ですが、親だけではなく地域や社会、国もそれに関わっていきましょうということなのです。

女性が今の男性並みになることが平等になるということでは決してないと思いますし、条約もそういう考えです。お互いが歩み寄れる柔軟な考え方を持って、新しい社会を切り開いていくというのが、この条約の趣旨だと思います。

- ※1 DV防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平13年法律第31号）
- ※2 女性差別撤廃条約…女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
  - \* 内閣府男女共同参画局HPで全文をご覧ください。
  - ([http://www.gender.go.jp/main\\_contents/framedata/link/sankaku-kaigi.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/framedata/link/sankaku-kaigi.html))
- ※3 ストーカー規制法…ストーカー行為等の規制等に関する法律（平12年法律第81号）

(平成15年11月16日 アイネス大会議室にて)

# アイネスからのお知らせ

## ◎アイネス・サポーターの募集

アイネスでは県民の皆さんに親しまれる参加型の施設運営を目指して、イベント運営や機関誌「アイネス・ホットと通信」の企画・編集などをボランティアとしてお手伝いいただく“アイネス・サポーター”を募集します。

### ◆活動内容

- ・ イベントサポーター（10人）  
司会や受付、会場施設等のイベント運営
- ・ 情報サポーター（10人）  
機関誌「アイネス・ホットと通信」の企画・編集やホームページの企画など。



### ◆対象

県内にお住まいの18歳以上の方。（情報サポーターはパソコンを使える方を歓迎。）

### ◆募集期間

平成16年4月1日(木)～20日(火)

### ◆申込方法

アイネス（連絡先は下記参照）に直接お問い合わせください。

## ◎アイネスルーム 団体専用ロッカー及びメールボックス利用のご案内

アイネスルーム（アイネス2階の一般開放スペース）にある団体専用ロッカー及びメールボックスの年間利用者を募集します。

### ◆団体専用ロッカー

- 利用目的……団体活動に必要な物品等を保管するための利用
- 利用対象……アイネスを利用する団体
- 利用期間……平成16年4月1日～平成17年3月31日
- 使用料……1ロッカーにつき2,400円/年  
（1団体につき2個まで利用できます）



団体専用ロッカー

### ◆メールボックス

- 利用目的……各団体間の連絡、チラシ等の配布のための利用
- 利用対象……営利目的以外の団体
- 利用期間……平成16年4月1日～平成17年3月31日
- 使用料……無料（1団体につき1ボックス利用できます）
- 注意(※)……メールボックスからの発送、メールボックスでの郵便物の受取りはできません。



メールボックス

※ 申込方法についてはアイネス（連絡先は下記参照）に直接お問い合わせください。

## ♥コラム原稿を募集します…♥

日々の暮らしの中でのホットとするような話題のコラム原稿（本誌掲載用）を募集します。字数は600字以内とし、ご連絡先を明記のうえ、アイネスまで郵便、ファクシミリまたはEメールでお送りください。

## 大分県消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>

〒870-0037 大分市東春日町1-1 (NS大分ビル内)  
TEL: 097-534-4034 (代表) FAX: 097-534-0684  
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>  
eメール [a13040@pref.oita.lg.jp](mailto:a13040@pref.oita.lg.jp)

